

令和5年度地域クラブ活動推進事業について

資料2

- 1 京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針（案）の作成及び周知
 - ①府の方針を明確化するための「指針」の作成 **資料I** ※推進指針抜粋
 - ②府の推進計画を踏まえた「部活動指導指針」の一部改正
 - ③市町（組合）教育委員会ヒアリング（8～9月） **資料II**
- 2 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置
- 3 モデル地域による実践研究の支援
 - ①舞鶴市

【取組事項の概要】

- ア 市と連携する複数のスポーツクラブへ選択して参加する。
- イ 既存の学校部活動を地域の人材が指導する。
- ウ 地元の競技団体等が主体となり、市内の中学生を対象に合同練習を実施する。
- エ 総合型地域スポーツクラブが、競技性を求めないレクリエーションスポーツ等を実施する。

【特に工夫した点等】

- ア 学校部活動の休日における活動期間を決めて、部活動を中止することにより、多くの生徒が参加することができた。
- イ 競技によっては、連盟の強い協力体制があり、来年度から休日の全面移行について具体的に話が進められるまでになった。

②福知山市

【取組事項の概要】

- ア 休日部活動の地域移行モデル「ホリデークラブ（地域クラブ活動）」を実施する。

【特に工夫した点等】

- ア 小学生へのアンケート結果で、希望者が多かったサッカー競技を実施した。
- イ 活動場所は、中学校グラウンド、民間スポーツ施設、市立グラウンドで行った。
- ウ 毎回、1～2ルートのスクールバス運行を実施し、生徒の移動をサポートした。
- エ 指導者は、兼業兼職の中学校教員及び民間社会人で行った。

③宇治田原町

【取組事項の概要】

- バレーボール部に教育委員会が委嘱した地域指導者を配置し、地域部活動を開始した。

【特に工夫した点等】

- ◇上半期に学校部活動へ外部指導者を配置し、顧問とともに活動。下半期からは地域部活動の指導者として配置し、単独で指導。生徒、保護者等の信頼関係を築きながらスムーズに移行。

- 4 市町村向け説明会によるモデル地域の取組状況等の共有
 - ①公開地域クラブ活動（11月順次実践研究の一環として開催）
 - ②地域クラブ活動説明会（10月2日、オンラインのみ）
- 5 人材バンクの開設等に係る関係機関との連携に向けた研究
- 6 府立学校への受け皿づくり
- 7 アドバイザーの派遣による各地域での具体的協議への指導助言
- 8 ホームページの充実と積極的な情報発信

案

京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針

未定稿

Ver. 060304

 京都府教育委員会

はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ない点や休日も含めた部活動の指導など、大きな業務負担となっている実態もある。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成31年の中央教育審議会では、働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘された。文部科学省は、これ受け、令和5年度以降の、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が部活動の指導に従事しないとする方針を示した。また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した検討会議から各提言が示されたことから、地域クラブ活動への移行に取り組むべく「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されたところである。
- 京都府教育委員会では、令和3年度から有識者による検討委員会を設置し、学校部活動の地域連携・地域移行について検討を重ねてきた。学校部活動の地域連携・地域移行は、すべての学校部活動を一律に地域へ移行するのではなく、従来の学校部活動の課題解決や子どものニーズの充足等の観点から有効と考えられる場合に地域と連携し、より良いスポーツ・文化芸術環境の構築を目指していきたいと考えている。
- そのため、国が示す令和7年度までの改革推進期間においては、「少子化が進展し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが困難であったり、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制を継続することが困難といった、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動ができない地域・学校・部活動単位から着手する」という視点で地域クラブ活動の支援に努める。また、学校部活動を継続する場合であっても、地域人材の活用など働き方改革を踏まえた部活動改革の一層の推進を支援する。
- さらに、令和8年度以降は、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。
- 京都府教育委員会は、これらを踏まえ、オール京都で取り組む学校部活動の新しい活動スタイルとして、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境整備及び体験機会の確保の考えを示した「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」(以下「本指針」という。)を作成した。
- なお、本指針については、京都府の部活動改革の取組状況の定期的なフォローアップを行いながら、全国の進捗状況等にも勘案し、見直し等を行うものとする。
- 各地域においては、本指針を参考に、取組を進めていただくことをお願いする。

本指針の構成について

- 本指針の構成は、以下のとおりとする。
- 第1編では、「推進の方針」として、京都府における学校部活動からの新しい活動スタイルが目指す方向性「京都モデル」や京都府が取り組むロードマップ、取組状況のフォローアップによる指針の見直し等、京都府が目指す推進の方針を示す。

なお、国として、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期については一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示している。
- 第2編では、国のガイドラインの改定を踏まえ、これまでの「京都府部活動指導指針」を見直し、「活動のためのガイドライン」として一部改定し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示す。また、生徒数の減少の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示す。

なお、第2編は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とするが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の学校部活動についても適用する。
- 第3編では、「活動のマニュアル」として、段階的な地域連携・地域移行を進めるために、様々な事情を抱える学校や地域における部活動改革を進めるための「選択肢」と、複雑に絡み合う諸課題を解決していくための「複数の道筋」や「多様な方法」があることを示す。

なお、「段階的な地域連携・地域移行」の「段階的」とは、「条件・準備ができたところから順次」と捉え、決して「一斉に」地域へ移行しなければならないものではない。地域の実情に応じ、多くの課題を解決していく必要があることから、これらの課題と向き合い、準備を進める必要がある。

目次

第1編 推進の方針	1
第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは	3
(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想	4
(3) 新しい活動スタイルの将来像	4
2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ	5
(1) 子どもたちの活動を保障する新しいスタイル	5
(2) 教員のライフスタイルの好転	6
(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり	6
3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(1) 地域クラブ活動の対象	7
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(3) 地域クラブ活動の指導	8
(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進	8
第2章 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ	9
1 京都府の地域連携・地域移行に関するロードマップ	9
2 京都府が目指す取組のスケジュール	10
(1) 令和6年度	10
ア コーディネーターの配置及び地域連携・地域移行の状況把握	10
イ 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置	10
ウ 府立高等学校附属中学校の現状把握及び意識調査	10
エ 府立学校への開放型地域クラブの新規設置	10
オ 府立学校施設の活用整理	10
カ 人材バンクの研究	10
キ 資質向上等の指導者研修会の開催	10
ク その他	11
(2) 令和7年度	11
ア 府立高等学校附属中学校の休日部活動の整理	11
イ 府立学校施設の活用促進	11
ウ 人材バンクの設計	11
(3) 令和8年度以降	11
ア 休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域連携・地域移行の可能性の検討	11

イ 府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行	11
ウ 持続可能な体制の支援	11
エ 中学校向け地域クラブ活動ガイドブックの作成	12
<u>3 市町村の推進指針等の作成</u>	<u>12</u>
第2編 活動のためのガイドライン	13
第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表	15
<u>1 活動方針・活動計画の作成</u>	<u>15</u>
<u>2 生徒のニーズを踏まえた活動</u>	<u>16</u>
<u>3 公表</u>	<u>16</u>
第2章 練習時間・休養日の設定	17
<u>1 練習時間</u>	<u>17</u>
<u>2 休養日</u>	<u>18</u>
第3章 指導の在り方	20
<u>1 適切な指導</u>	<u>20</u>
<u>2 体罰（暴力）・ハラスメント行為の防止</u>	<u>20</u>
<u>3 安全管理と事故防止</u>	<u>21</u>
第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項	23
第5章 学校部活動の運営の在り方	24
<u>1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立</u>	<u>24</u>
<u>2 顧問の指導体制</u>	<u>25</u>
<u>3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方</u>	<u>25</u>
<u>4 家庭及び地域等との連携</u>	<u>26</u>
第6章 地域クラブ活動の運営の在り方	27
<u>1 会費の適切な設定</u>	<u>27</u>
<u>2 保険の加入</u>	<u>27</u>
<u>3 学校との連携等</u>	<u>27</u>
第3編 活動のマニュアル	29
第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例	31
<u>事例1 行政主導型Ⅰ</u>	<u>32</u>
<u>事例2 行政主導型Ⅱ</u>	<u>33</u>
<u>事例3 行政主導型Ⅲ</u>	<u>34</u>
<u>事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型</u>	<u>35</u>
<u>事例5 スポーツ少年団連携型</u>	<u>36</u>
<u>事例6 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ</u>	<u>37</u>
<u>事例7 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ</u>	<u>38</u>

事例8 開放型地域クラブ連携型	39
事例9 民間企業連携型	40
事例10 学校設立型Ⅰ	41
事例11 学校設立型Ⅱ	42
事例12 並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）	43
事例13 並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）	43
事例14 並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）	43

第2章 地域クラブ活動の制度設計の手順	44
1 検討プロセス	44
(1) 協議会の設立	44
ア 協議会の設立	44
イ 協議会の定期的・恒常的な体制	44
(2) 運営団体の決定又は立ち上げ	44
ア 運営団体の主な業務	44
イ 適切な運営体制	45
(3) 運営方針の決定	45
ア ニーズの把握	45
イ 運営に係る検討会議等の実施	46
ウ ビジョンの作成	46
エ 活動の名称と目的の設定	46
オ 活動する種目等の決定	47
カ 活動回数、活動時間等の決定	47
キ 費用負担の検討、財源の確保	47
ク 補償制度の対応	48
ケ 活動の開始時期の決定	48
コ 実施要項の作成	48
(4) 指導者の確保	48
ア 指導者確保の方策例	48
イ 指導者の資質・能力	49
(5) 関係団体、学校への説明・周知	49
ア 関係団体、学校への説明・周知	49
イ 相談機関の設置や情報の一元化に向けた体制整備	50
(6) 保護者、地域への説明・周知	50
(7) 生徒への募集案内	50
(8) 指導を希望する教員への対応	50
ア 兼業兼職の取扱いについて	50
イ 兼業兼職に係る服務管理の役割分担	51

(9) 指導者の資質向上に係る研修の実施	52
(10) 大会等の参加資格の確認	52
(11) 学校施設の開放	54
2 検討チェックリスト	56
□チェックリスト	56
■チェックリストの背景にある手立て（例）	59
第3章 地域連携・地域移行の取組が進められている間の学校部活動の在り方	66
1 誰もが参加しやすい活動	66
(1) 多様なニーズ	66
(2) 校種間連携	66
2 複数の活動を体験できる活動日数や時間	67
(1) シーズン制	67
(2) フリースポーツ制	67
3 活動時間の適正化	67
(1) 連続した休養日の設定	67
(2) 授業日の年間総練習時間を統一した計画的な活動	67
(3) 参加しやすい活動時間の設定	67
4 指導体制の見直し	68
(1) 指導者が配置できない場合	68
(2) 学校部活動への任意加入の推進と部活動数の整理	68
5 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働	68
(1) 活動を選べる配慮	68
(2) 地域連携・地域移行を見通した連携・協働	68
第4章 平日における地域連携・地域移行	69
1 平日における地域連携・地域移行の考え方	69
2 学校の働き方改革の推進	69
3 休日の地域連携・地域移行の検証	69
文部科学省（スポーツ庁・文化庁）	70
1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）	70
(1) 運動部活動の改革	70
(2) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革	70
2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）	71
(1) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	71
(2) 運動部活動改革を推進する具体的な方策	72
3 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）	73

(1) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	73
(2) 文化部活動改革を推進する具体的な方策	74
<u>4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）</u>	<u>75</u>

京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会） 76

参考資料 78

(資料1)

【スポーツ庁・文化庁】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

(資料2)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」(令和5年1月)

(資料3)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)

(資料4)

【文部科学省】「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(令和3年2月)

(資料5)

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年6月)

(資料6)

【文化庁】「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年8月)

(資料7)

【スポーツ庁】「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月)

(資料8)

【文化庁】「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」(令和3年1月)

(資料9)

【スポーツ庁】「部活動改革ポータルサイト～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～」(令和5年)

第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは

(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

京都府教育委員会では、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術の体験機会を確保するという考え方から、「学校部活動の地域連携・地域移行」を「学校部活動からの新しい活動スタイル」と捉え、この新しい活動の目指す方向性の総称を『京都モデル』とする。また、『京都モデル』は、学校部活動を維持する場合、地域との連携・協働をより一層図り、少子化と子どもたちの多様なニーズに対応した活動を保障する「学校部活動の整備・充実」を進めることも「学校部活動からの新しい活動スタイル」として捉える。

なお、『京都モデル』は、第2期京都府教育振興プランに掲げた京都府の教育の基本理念を推進する視点等を踏まえた京都らしい方向性を示す。

『京都モデル』～オール京都で目指す新しい活動スタイル～

★ 地域への新しい活動スタイル（地域クラブ活動）

1. 多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばすという視点を踏まえ、持続可能な学校部活動の成立しない地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の機会においても、自発的に自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
2. 子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域のコミュニティーのそれぞれの強みを活かし、持続可能な学校部活動の成立しない地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の場においても、安心して自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
3. 子どもたちの「よしあ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ』のはぐくみは、文化芸術活動にもつながる心のありようであり、すべての子どもたちが、新しい体験の機会を通して、自分に適したスポーツ・文化芸術活動の新しい発見やより親しむことができるスタイルを目指す。

★ 学校での新しい活動スタイル（学校部活動）

1. 学校部活動の目的を十分に果たし、子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築が徹底されるスタイルを目指す。
2. 少子化や子どもたちの多様なニーズに対応し、多くの子どもたちの活動が行われるスタイルを目指す。
3. スポーツや文化芸術活動が苦手な子どもたちや障害のある子どもたちが参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦が大切にされるスタイルを目指す。
4. 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境が整備されるスタイルを目指す。

★ 単に学校部活動を学校から切り離すということではない = 新しい活動スタイルの将来像

1. 新しい活動スタイルの主体は子どもたちであり、その子どもたちがマイスポーツや文化芸術活動に親しみ幸せを実感する。
2. ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上に向けて、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感する。

※ スポーツごころとは、「感動」・「楽しみ」・「向上」・「健康」・「挑戦」・「つながり」・「公正」といった、人々が日々の生活中で「よしあ、さあ、やってみよう！」という前向きで積極的な心のありようの総称であり、「京都府スポーツ推進計画（中間年改定）」（平成31年3月）で示されている。

(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想

少子化が進む中においても、子どもたちが地域において、やりたいスポーツに取り組むことができる新たな仕組として、京都府総合計画で示された「京のジュニアスポーツアカデミー構想」を様々な主体と連携しながら推進する。

(3) 新しい活動スタイルの将来像

新しい活動スタイルの望ましい状況をイメージする言葉として、「Well-being（幸福感）」（世界保健機関（WHO）憲章において「健康」の定義として表現される、心も身体も社会的にも満たされた状態、すなわち実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉）という言葉を引用し、3つの将来像を示す。

子どもたちが真にマイスポーツ（興味・関心に応じて自主的、自発的に参加するスポーツ）や文化芸術活動を親しみ幸せを実感する。その結果、ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感するという将来像である。

①子どもたちのWell-being（幸福感）が高まっている

子どもたちが真にマイスポーツや文化芸術活動に親しめる環境が整い、子どもたちの「よしつ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ』のはぐくみに繋がるよう進める。

②教員のWell-being（幸福感）が高まっている

教員のライフスタイルが好転し、学校教育活動の質の向上に繋がるとともに、兼業兼職の活用により、教員の有するスポーツや文化芸術活動の指導能力が地域に還元できるよう進める。

③地域社会のWell-being（幸福感）が高まっている

地域の実態や特色を活かした新しい活動スタイルにより、地域住民にとっても生涯にわたるより良い地域スポーツ・文化芸術環境となるよう、スポーツや文化芸術活動を通じた地方創生やまちづくりが図られるとともに、競技人口の増加や新たな競技力向上のシステム、アスリートやアーティストの雇用機会創出等に繋がるよう進める。また、子どもたちの『スポーツごころ』のはぐくみを地域が支えることは、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る機会にもなることから、地域全体の『スポーツごころ』や教育力の向上にも繋がるよう進める。

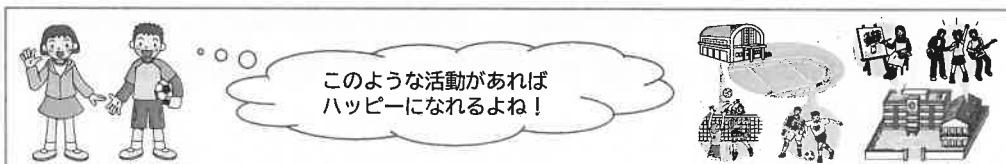
2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ

国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）では、スポーツは様々な形での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることに本質を持つ文化であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきとある。また、第2期文化芸術推進基本計画（令和5年3月24日閣議決定）には、人々が生涯を通じて、文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境を整えることが推奨されている。

ここでは、第3期スポーツ基本計画の3つの視点（①スポーツを「つくる／はぐくむ」）（②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる）（③スポーツに「誰もがアクセス」できる）に鑑み、新しい活動を「つくる／はぐくむ」ためのクラブ設計、子どもたちの気持ちに寄り添う場所の提供、アクセスしやすい拠点の考え方等、子どもたちが「このような活動があればハッピーになれるよね」といった、心も身体も社会的にも満たされた気持ちになれるようなスタイルを挙げている。

各地域が、このスタイルを持ち合わせた運営団体や実施主体の設計図を描くことにより、子どもたちのWell-being（幸福感）の高まりに繋がることが期待できる。また、この子どもたちの気持ちは、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

（1）子どもたちの活動を保障する新しいスタイル



ア 地域スポーツクラブ活動を「つくる／はぐくむ」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	子どもたちのマイスポーツの選択肢が広がる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
②	子どもたちがマイスポーツを発見できる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
③	子どもたちがマイスポーツに取り組める。	個人種目だけでなく、団体種目にも対応できるクラブ設計ができる。
④	子どもたちが卒業しても活動を継続できる。	多世代に対応したクラブ設計ができる。
⑤	子どもたちが選手として引退しても関わられる。	選手から指導者へとなる好循環のクラブ設計ができる。
⑥	子どもたちが地元や郷土のためにスポーツで貢献できる。	地域への愛着心が生まれるような活動内容がある。

⑦	すべての子どもたちがマイスポーツに取り組める。	企業協賛やクラウドファンディング等新しい財源がある。
---	-------------------------	----------------------------

イ 地域スポーツクラブ活動で「あつまり、ともに行い、つながる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	マイスポーツをともに楽しむ仲間がいる。	小規模校では経験できなかった喜びを提供できる。
②	新しい自分の居場所がみつかる。	新しい心の拠り所を提供できる。
③	新しい社会性を学ぶことができる。	多世代や教員以外の大人との交流を通じて、新しい価値観を提供できる。

ウ 地域スポーツクラブ活動に「誰もがアクセスできる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	より適したスポーツ環境で、思い切りスポーツを楽しめる。	地域や府立学校のスポーツ資源を活用できる。
②	憧れの選手や有名なスポーツ施設が身近な存在となる。	プロスポーツのスポーツ資源を活用できる。

(2) 教員のライフスタイルの好転

	教員の幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	学校教育活動の質的向上に繋がる。	教員が教員でなければできない業務に専念できる。
		授業をはじめ、生徒へより良い学校教育を提供するために、時間とエネルギーを充てることができる。
②	スポーツ指導の有する能力を地域に還元できる。	希望する教員等には、一定の要件の下、兼業兼職を許可する。
		休日の学校部活動の指導が軽減できる。
③	学校の働き方改革の推進に繋がる。	経験のない指導への負担が軽減できる。

(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり

	地域社会の幸せの実感
①	指導者の生きがいや健康につながる。
②	競技人口の増加が期待できる。
③	新たな競技力向上のシステムが構築できる。
④	新たなビジネスチャンスが生まれる。
⑤	地域の連帯性や関係性が向上し、防災や防犯等共助の関係が広がる。
⑥	スポーツや文化芸術による地方創生やまちづくりが実現できる。

3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

(1) 地域クラブ活動の対象

地域クラブ活動への地域連携・地域移行は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における学校部活動を対象とする。

高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で学校部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でスポーツ・文化芸術等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校においても、スポーツ・文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や学校の働き方改革の観点は重要であり、各学校の実情に応じて学校部活動の改善に取り組むことが望まれる。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望まれる。

なお、「地域クラブ活動」は、学校と連携して活動を行う新たな地域クラブ活動に適用されることを想定しており、これまで独自に行ってきたりトルリーグ等のクラブチームの活動に直ちに制限を設けることを企図したものではない。

しかしながら、こうした地域のスポーツ活動や自宅でのトレーニング等においても、生徒の発達の段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれる。また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ活動が重要という考えを共有することができるようになることが大切である。スポーツ団体、学校、地方公共団体等においても、これらの関係者の理解と協力を促すことが求められる。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

「学校部活動」とは、学習指導要領上の部活動を指し、設置・運営は学校の判断により行われる。「地域クラブ活動」とは、地域の運営団体・実施主体による活動を指す。

学校部活動	地域クラブ活動
運 営 団 体 実 施 主 体	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体（市民団体）、市町村 等
対 象	自校の生徒
	地域の児童生徒等

	学校部活動	地域クラブ活動
主な指導者	教員、部活動指導員	地域の指導者、退職教員、兼業兼職の許可を得た教員等
活動日	平日、休日	休日（平日也可）
活動場所	学校	地域の施設、学校等
活動時間	学校部活動の指導指針に基づく	学校部活動の指導指針に準拠して活動することが適切
保険	日本スポーツ振興センター	運営団体で保険に加入
責任	学校	運営団体
参加可能大会	中体連主催大会、学校単位で参加できる大会	主催者が学校単位以外も参加を可とした大会
指導者の報酬	休日部活動は特殊勤務手当	運営団体が報酬額を決定
指導者の資格	教員、部活動指導員	運営団体が決定

(3) 地域クラブ活動の指導

学校部活動の地域連携・地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

これを踏まえ、地域クラブ活動の指導者は、単に学校教育から切り離された地域の活動ではなく、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えるという視点を有しつつ、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、スポーツ医・科学的見地に基づいた指導や合理的でかつ効率的・効果的な指導、また、体罰（暴力）・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を身に付けて、地域クラブ活動の指導に当たることが大切である。

(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進

休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、今後、全国の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしている。また、改革推進期間における取組の進捗状況等に勘案し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）の適宜必要な見直しを行うこととしている。

本指針についても、これらを踏まえ見直し等を行うものとする。

第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例

都市部に設置されている学校もあれば中山間地域等に設置されている学校がある中、それぞれの地域におけるスポーツ・文化芸術環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様である。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを見つけて選択したり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要がある。

ここでは、様々な事情を抱える学校現場や地域において段階的な地域連携・地域移行や合同部活動等を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを意識できるよう、多様な事例を示す。

なお、事例は、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

また、スポーツ庁及び文化庁において、令和3年度における「部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」、令和4年度「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」等を公表しており、全国各地で展開されている事例を参照できる。

(参考資料)

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」(令和3～4年度)

【文化庁】「文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集」(令和3～4年度)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00015.html



【スポーツ庁】「全国の取組紹介」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html



【文化庁】「地域部活動推進事業」・「地域文化俱楽部（仮称）創設支援事業」成果報告書等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>

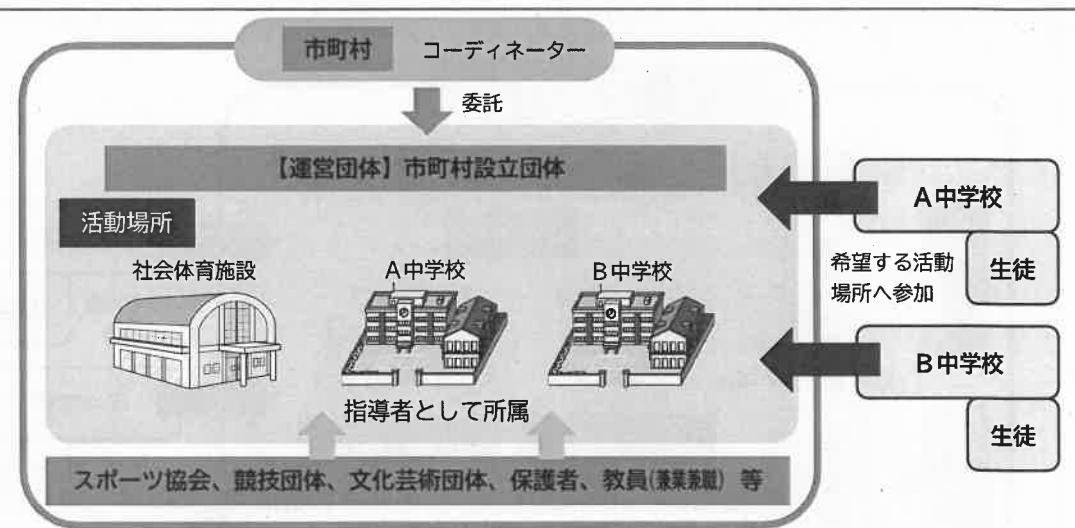


事例1 行政主導型I

市町村が主導して運営団体を設置し、管理運営を委託

- 地域に総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が主導して、運営団体となる団体（民間企業、NPO法人、任意団体等）を設置し、管理運営を委託する。
- 地域のスポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携を図りながら、指導者を確保して、スポーツ教室や文化芸術活動を毎週実施するような形式をとる。
- 行政がコーディネートしているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。

体制イメージ



<期待される効果>

- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 地域が一体となり、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 指導者への謝金が高額にならず、受益者の金銭的負担も軽減される。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかつた活動ができる。
- 全種目を設置することができれば、部活動の全てを移行できる。

<想定される課題>

- 事業拡大を踏まえると民間企業も含めた委託団体の選定が必要である。

★埼玉県白岡市スタイル★

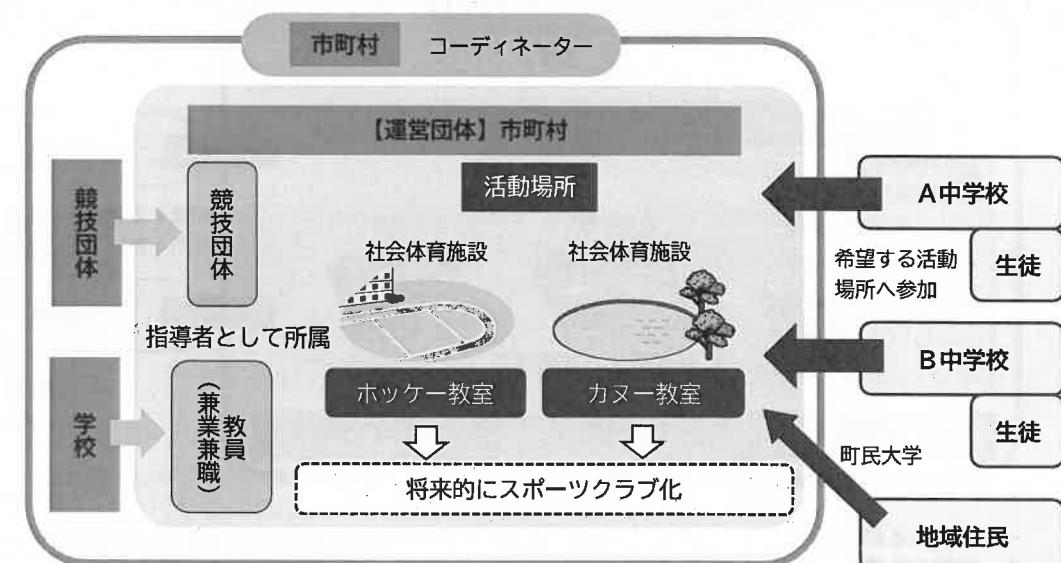
- ★ 白岡市がPTAを母体とした委託団体を設立
 - ・外部指導者が委託団体に指導者として登録
 - ・委託団体から指導者に謝金
- ★ 市内4中学校の運動部・文化部の10の部活動を対象
 - ・委託団体が市教委と学校の連絡調整
 - ・活動は週末1回
 - ・顧問教員の兼業兼職も可
 - ・令和5年度に全ての部活動で実施予定

事例2 行政主導型Ⅱ

市町村が運営団体となり、スポーツクラブ化を目指したスポーツ教室を実施

- 地域に民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が地域のスポーツ協会、競技団体と連携しながら、指導者を確保し、スポーツ教室を毎週実施するような形式をとる。
- 指導者バンクを設置し、スポーツ教室や土日の学校部活動へ指導者を派遣することもできる。
- 将来的にスポーツクラブ化を目指すこともできる。
- 行政が中心となっているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。
- 町民在住・在勤対象の「町民大学」（社会教育講座：教養、地域文化、スポーツ等）で開講する講座の中にスポーツ教室を位置付けることで、地域が一体となって取り組めるため、地域の協力やコミュニティも生まれる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 地域に根差した特色ある競技種目に取り組むことで、地域振興に繋がる幅広い年代を対象とした活動が期待できる。
- 将来的にスポーツクラブ化を視野に入れた教室を計画することで、地域のスポーツ関係団体との連携が深まる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 社会教育講座のスポーツ教室に位置付ける等、地域が一体となって取り組める計画をすることで、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

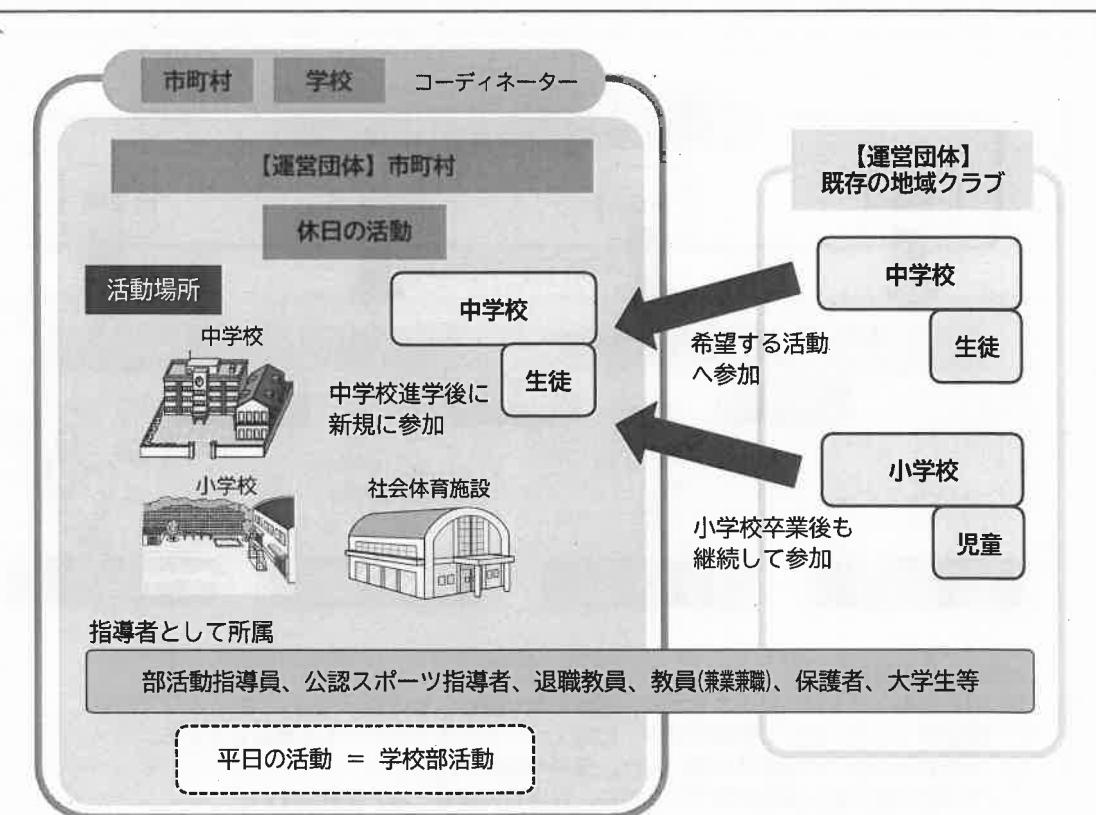
- 地域の指導者の高齢化やその競技種目に携わる若い指導者の開拓が難しい。

事例3 行政主導型Ⅲ

市町村が主導して、部活動指導員を学校へ配置し、休日の地域クラブ活動にも雇用

- 行政が中心となり、現在の部活動を生かしつつ、指導者が地域の人材に代わるスタイルである。
- 既存の地域のクラブ指導者等が部活動指導員として一定期間、学校部活動で指導し、生徒や保護者の理解を得た上で、改めて、休日の活動の指導者として市町村が雇用する。
- 地域連携をすることで、現行の部活動を継続することができる。
- 地域のクラブ指導者等が学校部活動の延長として、休日に指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 今までのスタイルを大きく変えず、進めることができる。
- 専門的な指導を受けることができ、生徒の活動の保障と教員の負担軽減に繋がる。
- 休日でも学校の施設をそのまま使用できるため、保護者の送迎の負担が少ない。
- 部活動指導員として一定の指導期間を経て、改めて市町村で指導者として認定するため、生徒や保護者、顧問等からの指導者への信頼度が高い。
- 小学生から地域主体の活動を続けている子どもは、中学生になっても継続して活動がしやすい。

<想定される課題>

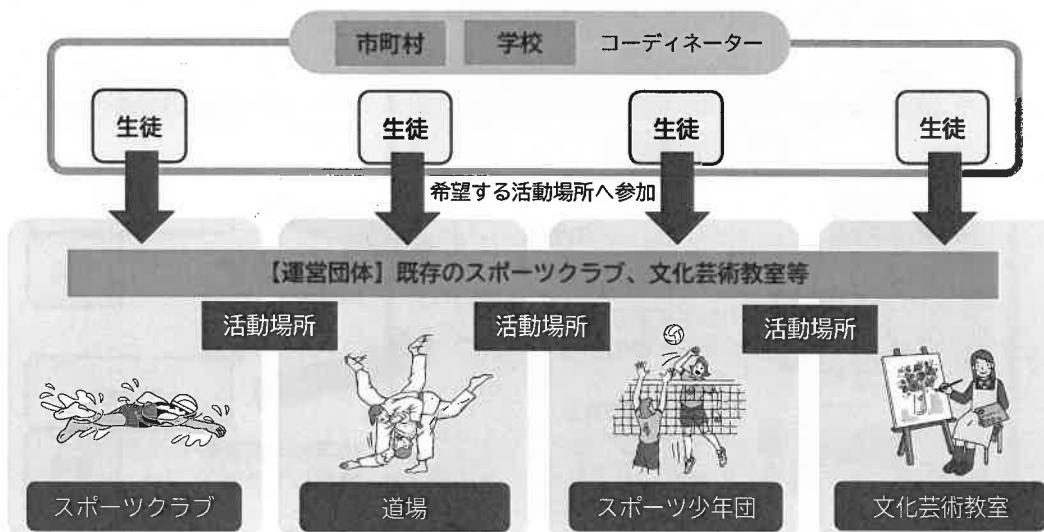
- 部活動の現状を維持することから、活動クラブが限られる可能性がある。
- 地域連携を主とすることから、受益者負担となった場合に、十分な理解を得る必要がある。

事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型

既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団を活用

- 各地域に既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団がある場合、該当する学校部活動のみを選択し、段階的に移行することができる。
- スイミング、スケート、ダンス、音楽教室、スポーツクラブ等へ通っている生徒も多い。
- 柔道や剣道等の道場が設置されている場合、各競技団体等と連携して休日の部活動を依頼することで、移行できる可能性も高い。

体制イメージ



<期待される効果>

- 既存の单一クラブに移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校部活動と同じ実施体制で取り組め、保護者の理解・協力を得やすい。
- 学校も安心して任せることができ、顧問との連携もスムーズにできる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

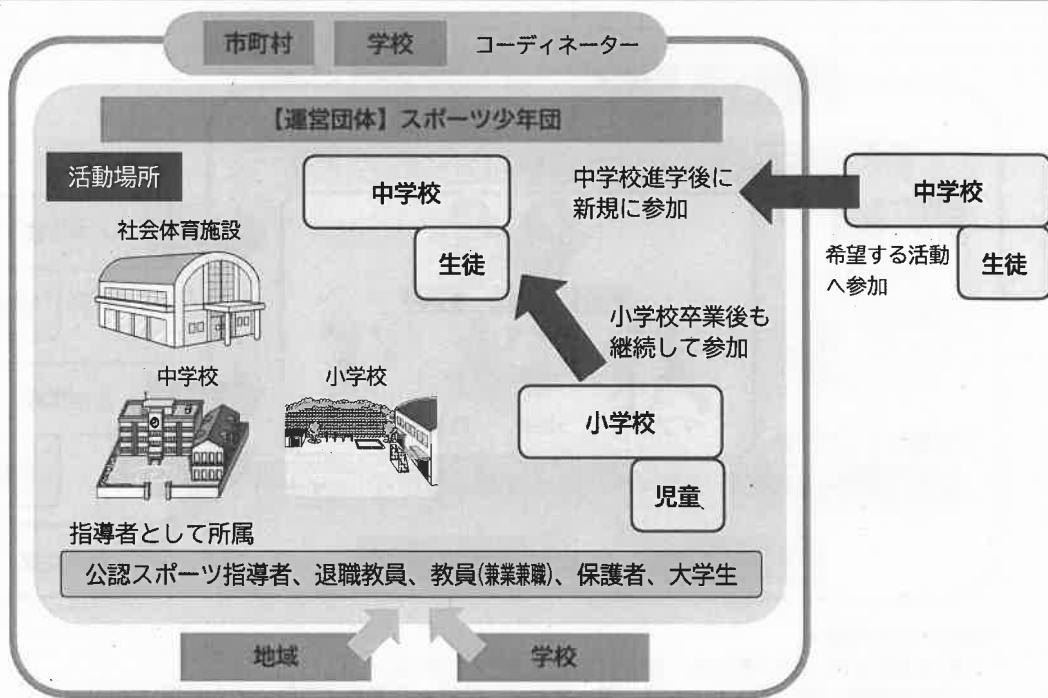
- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- 単一クラブごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 専門的な指導者の場合、謝金が高額になる。
- 加入者が少なくなると、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。
- 全ての部活動の移行ができない。

事例5 スポーツ少年団連携型

スポーツ少年団が運営団体として、地域や小学校・中学校等と連携

- 事務局となるスポーツ少年団がある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- スポーツ少年団は、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、スポーツ少年団に指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- 小学校卒業後、中学生になっても継続して活動ができる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、スポーツ少年団に所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 小学生から地域主体の活動を続けている子どもは、中学生になっても継続して活動がしやすい。
- 既存のスポーツ少年団に移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 小学校・中学校の継続した指導体制が確立できる。

<想定される課題>

- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- スポーツ少年団ごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 中学生になるまでどこにも所属せず、スポーツ活動に参加していなかった生徒は、これまでの学校部活動での受け皿がなく、新たにスポーツを始めるハードルが高い。

事例6 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ

総合型地域スポーツクラブが運営団体として、地域や中学校等と連携

- 事務局となる総合型地域スポーツクラブがある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- 総合型地域スポーツクラブは、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、総合型地域スポーツクラブに指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- これは、総合型地域スポーツクラブだけではなく、民間のスポーツクラブ等もこのパターンと同様になる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 運営体制が整っているため、安心して活動を任せられる。
- 学校部活動と同じ活動体制で取り組めるため、生徒・保護者の理解・協力を得やすい。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。
- 加入者が多くなれば、一人当たりの会費も低額になる。
- 大人や高齢者になってもスポーツに親しむ姿を身近に感じることで、生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を育むことができる。
- 中学校を卒業後も選手や指導者として地域でスポーツに親しめる機会を確保できる。

<想定される課題>

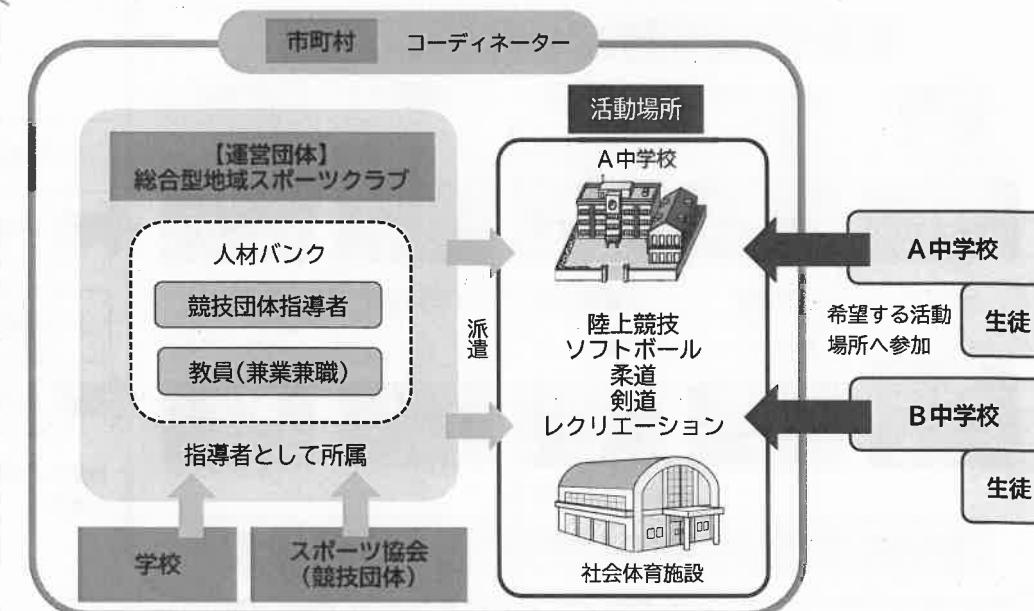
- 事務局の負担が大きい。(安全管理、指導者・学校との連絡調整、会計管理等)
- 専門的な指導者の場合、謝金額が高額になる場合もある。
- 加入者が少ないと、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。

事例7 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ

総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して指導者を派遣

- 市町村がコーディネーターとなり、総合型地域スポーツクラブとスポーツ協会と学校を繋ぎ、運営体制の連絡調整を行う。
- 総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して、休日の地域スポーツクラブ活動へ指導者を派遣する。
- 人材バンクへの指導者登録は、スポーツ協会を通じて競技団体へ指導者選定の協力を依頼する。
- 人材バンクへは、兼業兼職を希望する教員も登録する。
- スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校校長会、中体連専門部、首長部局、教育委員会による合同会議の設置によって、関係者間の情報共有や課題対応を円滑に進めることができる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 当該種目の競技団体と連携することによりスムーズな指導者確保ができる。
- 専門性の高い指導が実施できる。
- 他校種からの参加や初心者の参加等幅広い年代への取組は、競技人口の増加にもつながる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- レクリエーション、基礎体力向上等体を動かすことの楽しさを知る活動も設ける等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

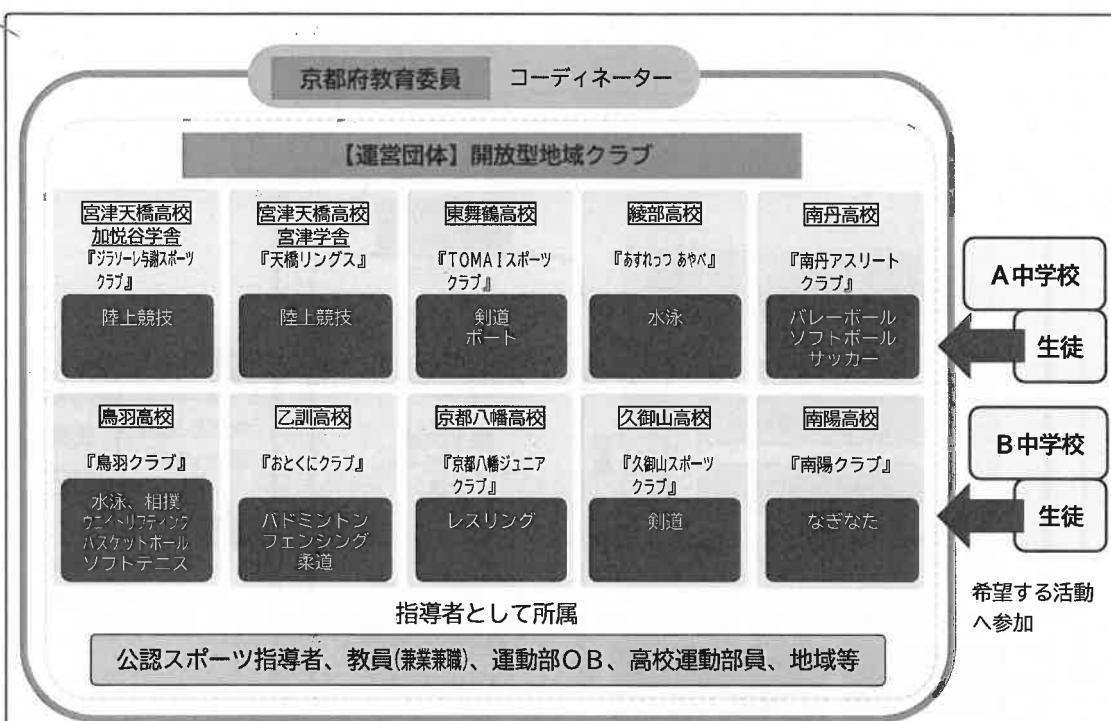
- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。
- 新しい種目の設置に向けて、担い手となる団体や総合型地域スポーツクラブへ新種目の設置等の連携が必要になる。
- 種目が増える等充実すると、必要となる指導者数も増えること、関係団体や地域内の他校種とも連携し、指導者の発掘も必要である。

事例8 開放型地域クラブ連携型

府立学校を活用した開放型地域クラブが運営団体として、中学校と連携

- 府立学校が有する優れたスポーツ資源（施設、指導者等）を活用した総合型地域スポーツクラブの「開放型地域クラブ」へ参加する。
- 開放型地域クラブが運営団体となり、管理運営を行う。
- 中学生にとって、高校運動部員による指導や助言は、憧れの存在として夢や希望にも繋がる。
- 開放型地域クラブ以外にも、府立学校施設を活用したスポーツ教室が開設されており、継続的にスポーツに親しむ機会の拡充が見られる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 府立学校を拠点に体育施設や教員等の指導技術等を地域社会に提供できる。
- 校種や学校を超えて、子どもたちに一貫した指導理念に基づく適切な指導ができる。
- 継続的にスポーツに親しむ機会を提供できる。
- 世代間交流や地域コミュニティづくりに寄与できる。

<想定される課題>

- 学校施設・設備の管理体制を整える必要がある。
- 高校教員の負担軽減に配慮する必要がある。
- 教員以外のクラブ運営の人材が必要である。

★府立学校施設でのスポーツ教室★

◇海洋高校『海洋ジュニア』

- ・レスリング
- ・ウエイトリフティング

◇丹後縄風高校網野学舎『網野レスリング丹心』

- ・レスリング

◇菟道高校『東宇治ジュニアクラブ』

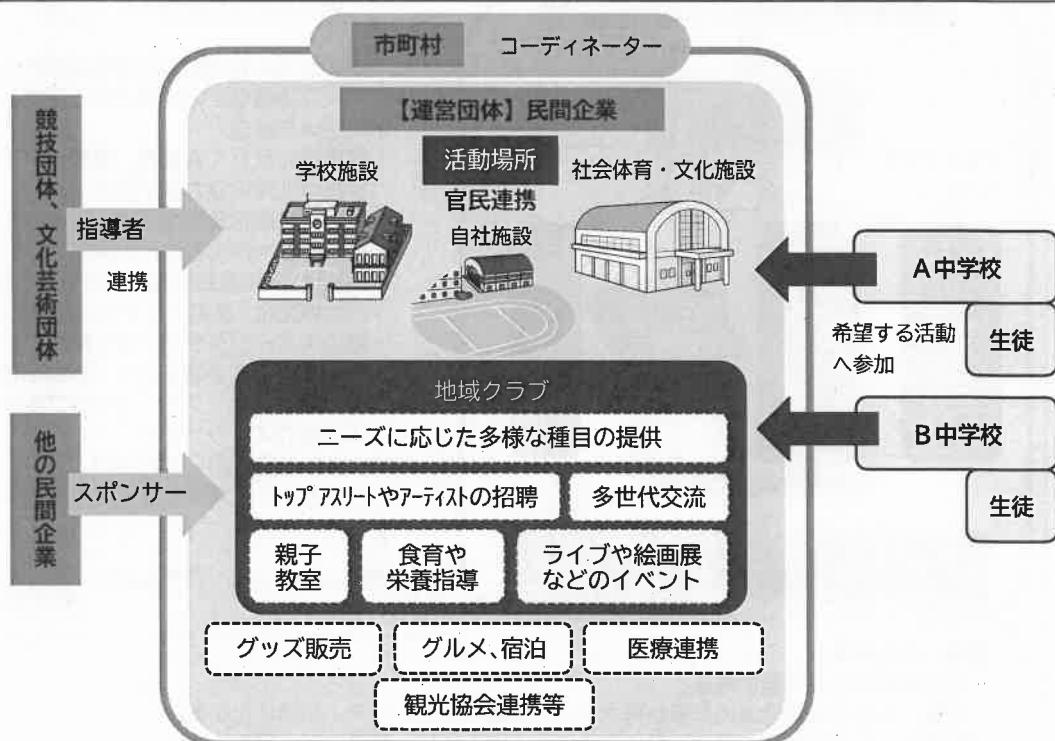
- ・ボクシング

事例9 民間企業連携型

民間企業が地域クラブを設置し、市町村が中学校との連携をコーディネート

- 地域の民間企業が地域クラブを設置して運営団体となり、市町村はコーディネーターとして、地域や中学校への紹介等を行う。
- 地域の民間企業は、より自立した持続的なクラブ運営とするため、地域の他企業からのスポンサー等や自社グッズの販売等を行うことが可能である。
- 中学生のみならず、地域のスポーツ振興を幅広く捉え、医療連携（スポーツ障害相談等）や地域の観光協会とも連携し、ご当地グルメマラソン、スポーツツーリズムなど地域の活性化に繋げることも可能である。
- 地域クラブへの引率の保護者を対象とした食育や栄養教室、親子での体験教室や保護者向け健康づくり教室などの開催も可能である。

体制イメージ



<期待される効果>

- 官民が協働して公共サービスを提供することで、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、限られた予算を効率よく使い業務を効率化したり、サービスを向上させたりすることができる。
- 学校部活動の種目以外の競技団体、文化芸術団体と連携し、生徒のニーズに応じた受け入れ種目を確保ができる。
- 地域の指導者、競技団体、文化芸術団体等と連携することで、専門性の高い指導が実施できる。
- 参画する各企業の強みをマッチングさせた活動ができる。
- 地域の学校施設や企業等が有する施設の利用や設備・用具の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

<想定される課題>

- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。

事例10 学校設立型 I

学校がPTAや後援会と連携し、市民団体を設立

- 地域に総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等がない場合、学校がPTAや後援会と連携して市民団体を設立することが考えられる。
- 保護者、地域から設立に理解を得られた場合、スムーズに設立することができる。
- 市民団体が運営するためには、事務局を担う人材を確保する必要がある。また、指導者の確保を市民団体が担わなければならない。
- 学校の意見が反映しやすく、連携がスムーズであり、生徒にとってはこのパターンが学校部活動と変わりなく活動できる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 全部活動移行が可能である。
- 生徒、保護者及び地域の理解が得やすい。地域のコミュニティが活性化する。
- 生徒は、学校部活動と代わりなく進められ、大会参加も同様の形を得やすい。
- 学校と連携しているため、平日の実施も可能になる。
- 指導者の謝金が高額にならない。
- 加入がしやすく、学校ではできなかつた活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目のクラブに入会することもできる

<想定される課題>

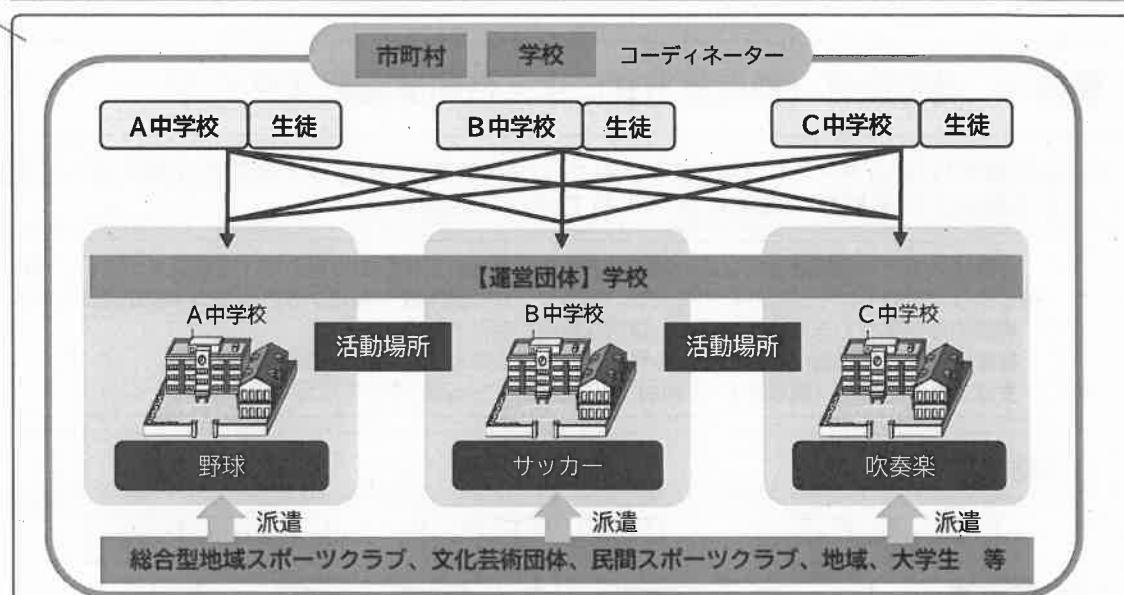
- 運営するまでには、生徒、保護者及び地域に理解を得て設立するため、管理職及び担当職員の負担が大きい。
- PTAの役員を市民団体の役員にした場合、年度ごとに更新しなければならない。
- 事務局を担う人材、指導者の確保が難しい。教員の兼業兼職が多くなる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 日程調整など、コーディネーター的職員の負担が発生する。

事例11 学校設立型Ⅱ

種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣

- 学校部活動の拠点校方式による合同部活動スタイルと似た形式である。
- 種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣するスタイルである。1つの学校で設立することが難しい場合、地域が一体となって取り組める形である。
- その場合、一つの総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブ等に事務局を依頼するか、種目・種類ごとに事務局が違う単一スポーツクラブ・文化芸術教室に依頼することもできる。
- 地域で拠点となる学校、種目・種類が決まれば、生徒に地域クラブ活動を勧めることができる。
- 生徒も専門の指導を受けられるとともに、部員不足を解消できる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 部員不足を解消できる。
- 生徒間の交流が生まれ、区域外通学や部活動による転校を防げる。
- 設立までは、当該校の校長同士の連携は必要になるが、運営が始まれば、地域のクラブチームに参加していることと同様の活動になる。
- 学校の負担が少なく、教員の負担軽減にもつながる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

- 全部活動を移行することが難しい。
- 事務局を統一することが難しく、それぞれ競技ごとの運営になると考えられる。
- 拠点校が遠い場合は、保護者の送迎が必要になる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 運営団体が用具類の準備をしなければならない。
- 学校間の連携が必要になる。

<事例12～14> 地域移行の実現に時間要する場合、従来の学校での部活動を継続しながら、可能な限り早期の実現を目指して着実に取組を進める。

事例12 並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）

- 土・日曜日の連続した休養日を設定し、教員の休日のライフスタイルを改善する。
 - 土・日曜日の連続した休養日を設定することで、生徒の心身の健康保持と教員の負担軽減に繋がる。

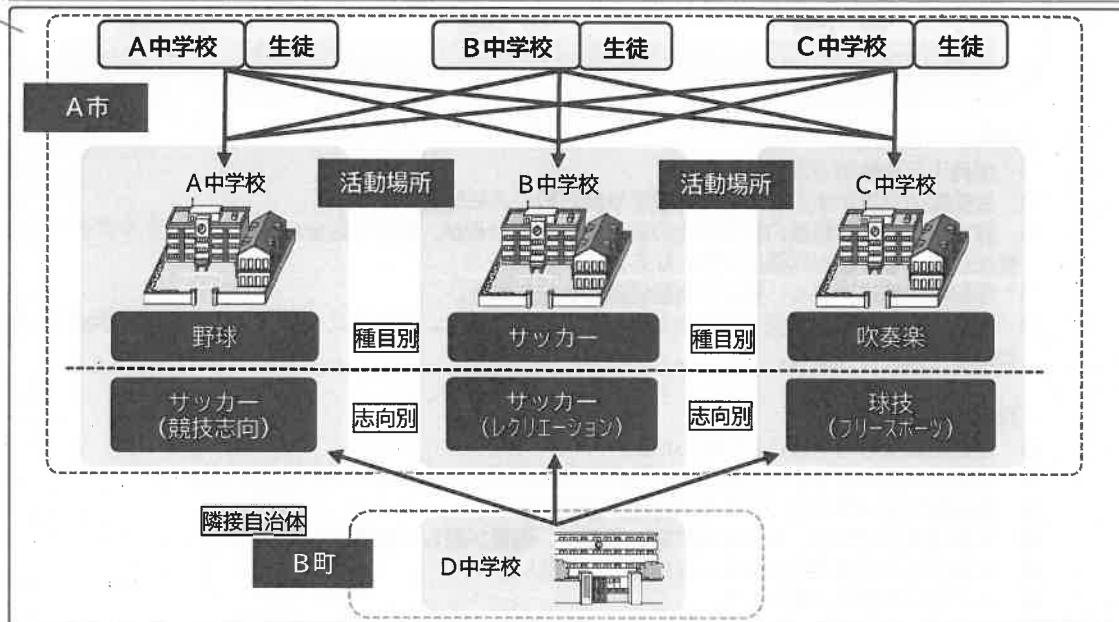
事例13 並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）

- 部活動指導員が顧問となり、休日の指導や大会引率を担える体制を構築する。
 - 部活動指導員は単独指導や単独引率が可能なため、生徒の活動の保障と教員の負担軽減に繋がる。

事例14 並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）

- 単独校では活動できない種目等を、一つの学校が拠点となって合同で活動したり、隣接する自治体の学校が広域的に受け入れて合同で活動する。
 - 在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない、部員の数が少なく単独では十分な活動が行えない場合に、一つの学校や隣接する自治体の学校が受け入れる。
 - 専門的な指導ができる教員の元で、適切な指導が受けられる。
 - 複数校の教員が順番に指導に当たる等のルールを決めてことで、負担軽減に繋がる。
 - 受け入れる内容は「種目別」「志向別」等、生徒のニーズに応じて設定する。

体制イメージ



文部科学省（スポーツ庁・文化庁）

1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）

（1）運動部活動の改革

平成31年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。答申では、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき、とされている。

また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）（以下「ガイドライン」という。）においても、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める、とされている。

（2）学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

文部科学省は、運動部活動の改革について、ガイドラインや中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示した。この中では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針を示している。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないこと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）

(1) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について、令和3年10月より、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、提言が取りまとめられた。

検討の際には、様々な事情を抱える学校現場や地域において運動部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討が行われてきた。

これは、運動部活動について、都市部に設置されている学校もあれば中山間地域や離島等に設置されている学校もある中、それぞれの地域におけるスポーツ環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを見つめたり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があるとされた。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

課題

- 生徒のスポーツに親しみ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・尊厳感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中等教育や国体等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」指摘
- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。（生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人）
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかつた、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。（土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に増加）
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

改革の方向性

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

課題への対応

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強調

検討会議の流れ

休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間
R5 R6 R7 R8

- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・公的支援

大会主催者に対する要請

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保
- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やPoto助成を含む多様な財源確保の検討
- ・指導者の確保等の取組を促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討
- ・学校体験放課活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に監督を委託

会員登録

- ・団結する家庭へのスポーツによる賛同の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学級指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から見る属性や懸念、能力を試す全てを通じて評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

会員登録

※国立中学校等も、学校等の実情に応じ積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び独立行政法人等については、義務教育を終了した高齢生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改めて取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じ適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

<検討会議メンバー>

有識者

地方自治体（教育委員会、スポーツ振興部局）

学校関係者（全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、日本PTA全国協議会）

スポーツ関係者（日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者）

(2) 運動部活動改革を推進する具体的な方策

提言には、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たなスポーツ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」の質の保障・量の確保方策、④「スポーツ施設」の確保方策、⑤「大会」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「學習指導要領等関連諸制度等」の在り方及び達成時期等について、多様な観点から取りまとめられている。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】	
○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）	
参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目・専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
協議会や大會	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日を取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担当する部署も検討。地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。<令和4年度から令和6年度の取組を例示>
【具体的課題への対応】	
現状と課題	
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	・専門性や資質を有する指導者の輩を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技術、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。
求められる対応	
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	○国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興基金(toto)助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	○部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など、指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整備。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	○学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。
現状と課題	
大会の在り方（第6章）	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指さとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もある。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。
会費の在り方（第7章）	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。
保険の在り方（第8章）	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。
関連諸制度等の在り方（第9章）	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。
求められる対応	
大会の在り方（第6章）	○令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。
会費の在り方（第7章）	○地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。
保険の在り方（第8章）	○生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。
関連諸制度等の在り方（第9章）	○大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。 ○学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に向け、国による支援方策も検討。 ○国は、JSPPOや名門競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の実充を要請。
※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）	
運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。 (誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働)	

4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

学校の部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど部活動改革に段階的に取り組んできた。

また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられた。

これらを踏まえて、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むべき。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようになることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一體的に整備。地域の実情に応じて生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。



I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や監督管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体制・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係部署を統めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、専従ある教師等の円滑な収容兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備ができるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい

京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会）

【設置趣旨】

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けた地域部活動の在り方について、拠点地域（校）における実践課題の検証に広く意見を求めるため、令和3年度に「京都府地域部活動推進検討委員会」を設置した。

令和5年度には「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」と改称し、スポーツ・文化芸術活動ともに検討を行った。

【委 員】

分 野	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	R3 R4 長積 仁 R5	立命館大学スポーツ健康科学部 学部長（教授）	委員長
教育行政	R3 西本 吉生	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（相楽東部広域連合教育長）	
	R4 森永 重治 R5	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（木津川市教育長）	
学校関係者	R3 坂本 博士	京都府P T A協議会会長	
	R4 丹羽 寛美 R5		
	R3 密谷 由紀	向日市立西ノ岡中学校長	副委員長
	R4	大山崎町立大山崎中学校長	
	R5 國府 美幸	亀岡市立南桑中学校長	
	R3 R4 村上 昌司 R5	京都府立西城陽高等学校長	
スポーツ関係団体 関係者	R3 R4 中村 裕予 R5	京都府スポーツ推進委員協議会理事 京都府スポーツ推進委員協議会委員	
	R3 田川 さなえ	公益財団法人京都府スポーツ協会 事務局次長	
	R4 比護 信子 R5		
	R3 R4 森口 茂	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会会长	
	R4	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会副幹事長	
	R5 川合 英之	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会幹事長	
文化芸術関係団体 関係者	R5 林 晃	京都府吹奏楽連盟理事長	

【委員会】

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 第1回（令和3年7月） | 事業概要・計画、課題・方策、検証項目 |
| 第2回（令和3年12月） | 地域移行の現状、モデル地域進捗状況 |
| 第3回（令和4年2月） | 実践研究報告・検証、今後の方向性 |
| 第4回（令和4年7月） | モデル地域事業計画、今後の方向性 |
| 第5回（令和4年12月） | モデル地域進捗状況、検証アンケート、府推進計画参考資料 |
| 第6回（令和5年2月） | 実践研究報告・検証、府推進計画参考資料、府部活動指針 |
| 第7回（令和5年7月） | モデル地域事業計画、今後の方向性 |
| 第8回（令和6年2月） | 実践研究報告・検証、京都府学校部活動及び地域クラブ活動
推進指針 |

令和5年度ヒアリング結果

I ヒアリングの概要

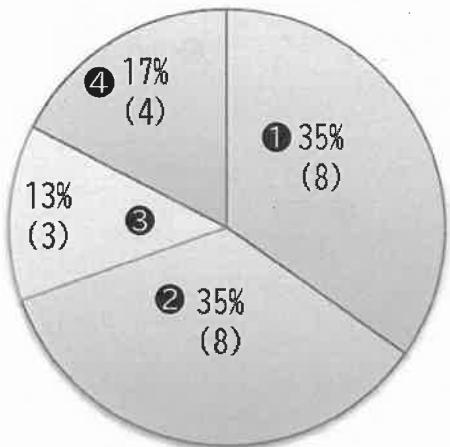
- ヒアリング期間 令和5年8月上旬～令和5年9月上旬
- ヒアリング地域 京都府内23市町（オンライン及び事前書類提出含む）
- ヒアリング項目

		項目
1. 委員会設置		①地域移行に係る検討委員会は設置しているか。
2.連携		②地域移行に係る検討委員会は、運動部と文化部合同で設置しているか。 (設置予定も含む)
3.人材		③地域移行に当たって、現在、連携している市町村の関係部局はどこか。（スポーツ・文化芸術部局、生涯学習課等）
4.機会		④地域移行に当たって、現在、連携している市町村の外部団体（スポーツ協会や文化芸術協会等）はあるか。
5.施設		⑤地域移行ができそうな学校部活動はあるか。
6.経費		⑥移行後の地域クラブの受け皿となる団体について予定はあるか。（団体には、競技団体、地域ボランティア、大学生、保護者ボランティア等含む）
7.実態把握		⑦地域移行に当たって、子どもたちが部活動では経験できない新しい競技や複数種目に触れる機会を設ける予定はあるか。 (例：陸上部の生徒がスケートボードに取り組める、バレーボール部の生徒がサッカーに取り組める等)
8.		⑧地域クラブ等への学校の施設開放はできるか。（グラウンド、体育館等の運動施設）
9.		⑨地域クラブ等への学校の施設開放はできるか。（教室、音楽室等の文化施設）
10.		⑩地域クラブ等へ学校備品の貸出（使用）はできるか。（ゴール、ボール、ラインカーペット、楽器等を含む）
11.		⑪地域移行後の経費負担について 受益者負担の話があるが、自己調達による予算について予定はあるか。
12.		⑫地域に既存の人材バンクはあるか。 (人材バンクとは、名簿一覧のようなものも含みます)
13.		⑬学校、保護者、生徒、教職員へのアンケート等（実態把握の調査等）の実施予定はあるか。
14.		⑭既存ではないが、チームスポーツ（サッカー、バスケット、バレー等）のクラブ（学校または地域単位）が地域移行の受け皿としてあれば活動したいという生徒の要望を聞いたことがあるか。

II ヒアリング結果 *図中の()数字については、市町教委数である。 *全てN=23である。

1. 委員会設置

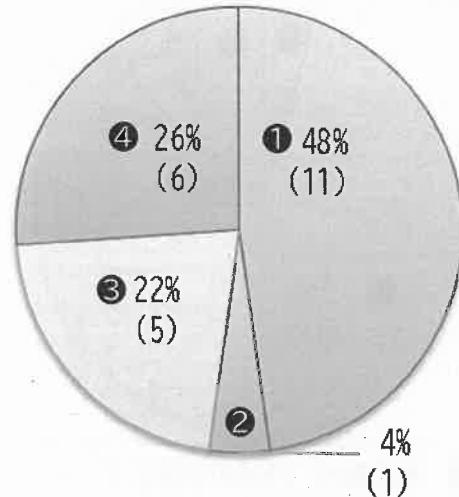
① 地域移行に係る検討委員会は設置の有無



- ① 設置済み
- ② R 5設置予定
- ③ R 6以降の設置に向けて検討中
- ④ その他

○その他として、高齢化少子化が進み環境が厳しく検討できていない等があげられた。

② 検討委員会は、運動部と文化部合同で設置の有無（設置予定も含む）



- ① 合同で設置
- ② 別々で設置
- ③ 検討中
- ④ その他

○その他として、現在運動のみであり、今後文化部を追加予定。今後検討があげられた。

2. 連携

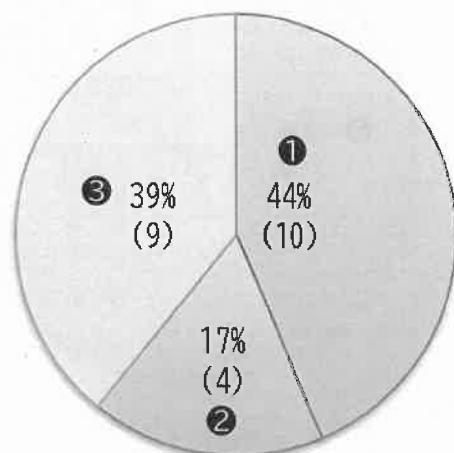
③ 連携している市町村の関係部局
(スポーツ・文化芸術部局、生涯学習課等)

- スポーツ・文化部局 ○地域振興部
- 文化・スポーツ振興課 ○生涯学習課
- 文化振興課 ○地域づくり支援課
- 産業観光部 スポーツ課 ○社会教育課
- 生涯学習応援課 ○学校教育課
- 生涯スポーツ課
- 企画課（文化スポーツ振興係） ○連携なし

④ 連携している市町村の外部団体
(スポーツ協会や文化芸術協会等)

- あり (9) ・なし (13) ・把握していない (1)
- スポーツ協会 ○文化協会 ○文化芸術協会
- スポーツ少年団

⑤ 地域移行ができそうな学校部活動の有無

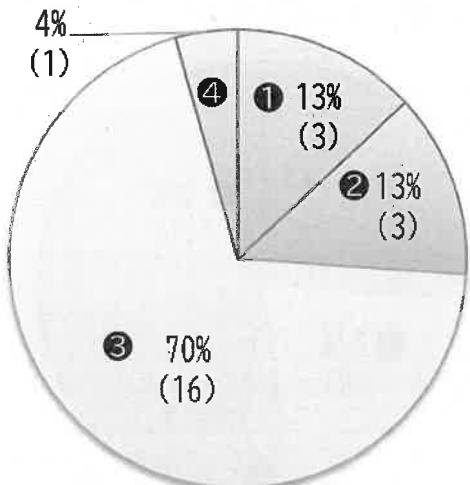


- ① あり
- ② なし
- ③ その他

○その他として、検討中、完全な移行はあり得ない等があげられた。

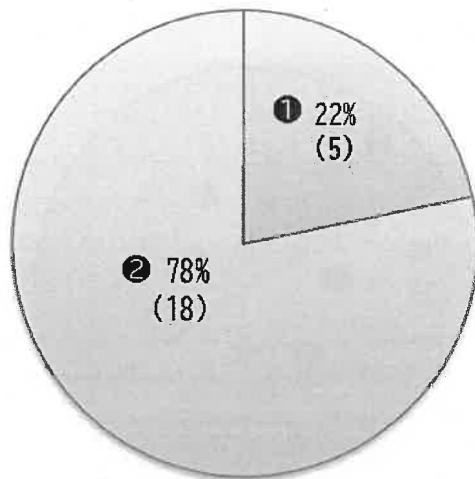
3. 人材

- ⑥ 地域クラブの受け皿となる団体について
(競技団体、地域ボランティア、大学生、保護者ボランティア等含む)



- ① 予定あり(検討中含む)
- ② 一部の部活動で予定あり
- ③ 目途がたっていない
- ④ その他

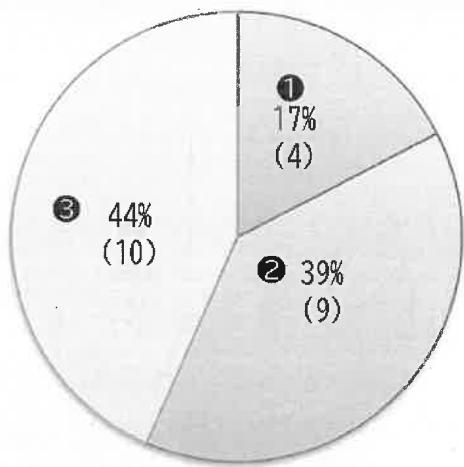
- ⑫ 地域に既存の人材バンクはあるか。
(人材バンクとは、名簿一覧のようなものも含みます)



- ① あり
- ② なし

4. 機会

- ⑦ 部活動では経験できない新しい競技や複数種目に触れる機会を設ける予定の有無
(例:陸上部の生徒がスケートボードに取り組める、野球部の生徒がサッカーに取り組める等)

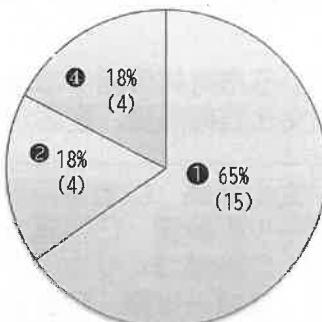


- ① 可
- ② 一部の施設で可
- ③ 不可

○その他として、調査していないので分からぬ、検討中があげられた。

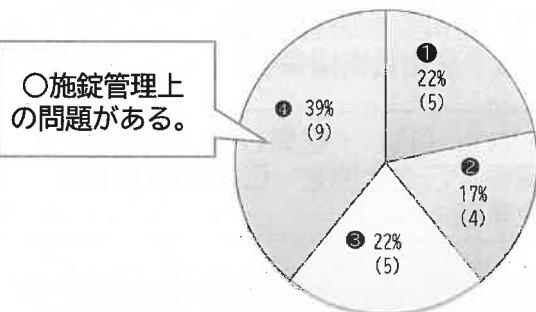
5. 施設

- ⑧ 地域クラブ等への学校の施設開放について
(グラウンド、体育館等の運動施設)



- ① 可
- ② 一部の施設で可
- ③ 不可
- ④ その他

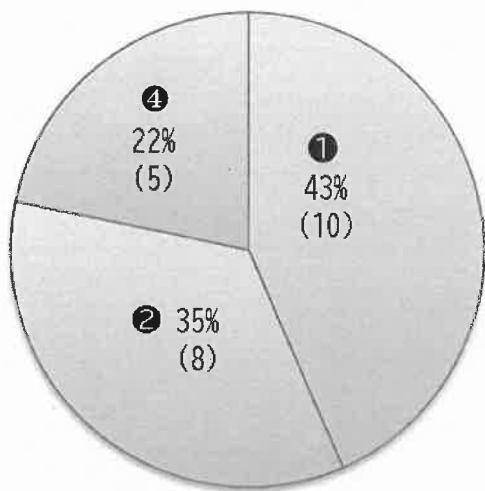
- ⑨ 地域クラブ等への学校の施設開放はできるか。
(教室、音楽室等の文化施設)



- ① 可
- ② 一部の施設で可
- ③ 不可
- ④ その他

○施設管理上の問題がある。

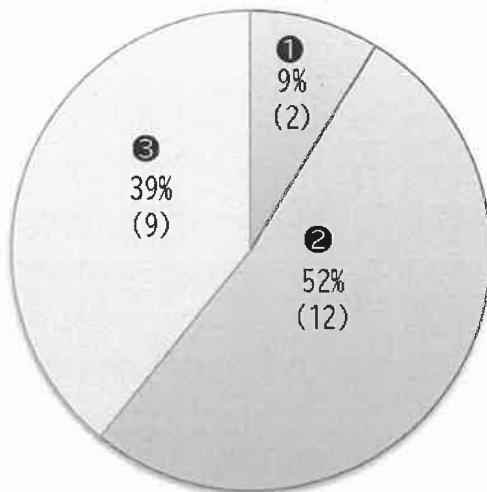
- ⑩ 地域クラブ等へ学校備品の貸出(使用)の可否
(ゴール、ボール、ライカー、楽器等を含む)



① 可 ② 一部の施設で可 ③ 不可 ④ その他

6. 経費

- ⑪ 地域移行後の経費負担について
受益者負担の話があるが、自己調達による予算
について予定はあるか。



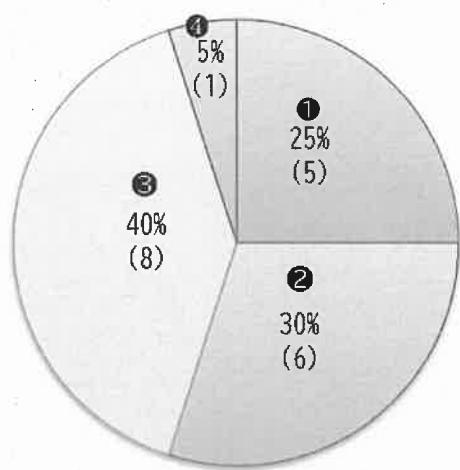
① あり ② なし ③ その他

○その他として、検討中、消耗品は折半予定等があげられた。

○その他として、検討中、検討段階にまだない等があげられた。

7. 実態把握

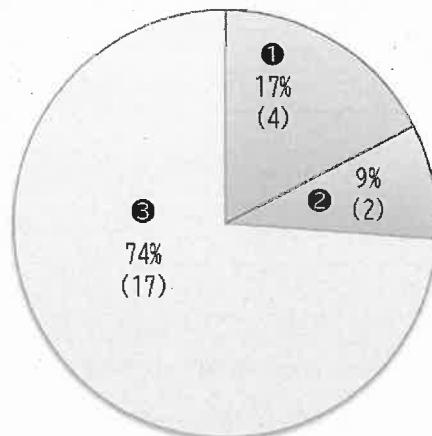
- ⑬ 学校、保護者、生徒、教職員へのアンケート等の実施予定の有無



① 実施済み ② R5実施予定
③ 検討中(次年度実施予定含む)
④ その他

○その他として、未定であるが必要であるとは思っている等があげられた。

- ⑭ 既存ではないが、チームスポーツ（サッカー、バスケット、バレーボール等）のクラブ（学校または地域単位）が地域移行の受け皿としてあれば活動したいという生徒の要望を聞いたことがあるか。



① あり ② なし
③ 把握していない（「わからない」含む）

